

# 重度障がい者の地域移行の現状と課題

## －期待されるグループホームの役割と可能性－

高島 知哉\* 高野 晃伸\*\* 村田 泰弘\*\*\* 稲垣 貴彦\*\*\*\*

(要約) われわれは、障がい者の地域移行の現状と課題を明らかにし、より豊かな生活の質を実現し保障するための方策を考えることを目的として共同研究を行っている。今回、重度の障がい者の地域移行に対してグループホームが果たしている、また果たすべき役割を把握するために、現場で活躍している相談支援専門員に聞き取り調査を行った。その結果、障がい者のグループホームは、地域移行を進めるうえで要となるサービスであるが、それと同時に訪問介護をはじめ多様なサービスが求められており、関係する社会資源が連携して個人のニーズにきめ細かく対応した包括的な支援が提供できる体制づくりが必要であることが示された。

Key word : 重度障がい者 地域移行 グループホーム

### はじめに

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の生活の場を従来の入所施設から地域へと移行していくことが欧米の福祉先進国を中心に進められてきた。わが国でも、社会福祉基礎構造改革、障害者基本法や障害者総合支援法の制定を経て、徐々にではあるが具体的な政策が定められ、そのもとである程度の成果が挙がっている。しかし、それは、量的に、また質的に十分であるといえるであろうか。

われわれは、入所施設で暮らす障がい者が、地域でより豊かな生活を送るために、グループホームが重要な役割を担っていると認識している。しかし、現状では、とくに重度の障がい者が地域で安心して暮らすためには、多くの課題があると感じている。

ここでは、国、都道府県、市町村での障がい者の地域移行の現状と課題を明らかにし、障がい者の地域移行に対してグループホームが果たしている、また果たすべき役割を把握し、そのために現場で活躍している相談支援専門員を対象に実施した聞き取り調査の結果を紹介する。

---

\* 社会福祉法人祥雲会 \*\* 中部学院大学短期大学部社会福祉学科

\*\*\* 中部学院大学短期大学部幼児教育学科 \*\*\*\* 中部学院大学スポーツ健康科学科

## 1. 障がい者の地域生活への移行の現状と課題

厚生労働省は「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要」で、福祉施設入所者の地域生活への移行について、令和5年度末までの目標値を設定している。令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行とし、また令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とすることが明記されている<sup>1,2)</sup>。

これに合わせて岐阜県では、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」で<sup>3)</sup>、2023（令和5）年度末までに令和元年度末時点での施設入所者数の3.5%以上（78人）が地域移行することを目指すとしているが、国の目標値を2.5%下回ったものとなっている（表1）。また2023（令和5）年度末の施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域移行が難しいこと、県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）あることを踏まえて、令和元年度末時点の施設入所者数を基準に現状維持に設定している。

関市は、「第5期関市障害福祉計画」において、施設入所者113人の6%にあたる7人を地域移行させ施設入所者数を113人から1.6%削減し111人とすると定めており、国の指針に則したものとなっている。しかし、令和元年度末時点での施設入所者の地域移行の実績は1人、施設入所者数は削減されず113人のままとなっている（表1）。

また県と市の障害福祉計画には施設入所者だけでなく在宅で生活している障がい者が同居している家族の高齢化等が原因で家族支援が困難になった場合でも地域生活が維持できるように支援を拡充していくと明記されている<sup>2,3)</sup>。

表1 障害福祉計画（国・県・市）の地域移行の目標値

	国の指針	岐阜県の目標値	関市の目標値
令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までの施設入所者の地域移行者数	6%	3.5% (78人の地域移行)	6% (7人の地域移行)
令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までの施設入所者数の削減	1.6%	現状維持	1.6% (2人削減)

岐阜県の地域移行に関する目標値が国の指針を下回っていること、関市の計画の実現が難航していることから、障がい者の地域移行は容易ではないことがうかがえる。各障害福祉計画では、障がい者の地域生活を実現する為に、地域生活支援拠点が有する機能を充実させると明記されている<sup>2,3)</sup>。国的基本指針としては、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点を確保することと定められており、関市においても、地域生活支援拠点を中心に複数の入所施設や事業所が連携し協力し合う体制が整備されている。

筆者は、このような事業所と普段情報交換するなかで、連携の在り方を問い合わせ直すことを幾度か経験した。よくある例では、事業所の利用者が定員いっぱい受け入れる余裕がなかったり、スタッフが不足しているという事情を聞いている。事業所同士のやりとりで融通して問題を解決するということもあるようだが、常に十分機能するためには、まだまだ多くの課題があると思われる。

また岐阜県と関市の障害福祉計画には障害福祉サービス（・訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・相談支援）の見込量と数量を確保するための対策が明記されており<sup>2,3)</sup>、グループホームについても触れられている。グループホームには、施設入所者や入院患者の受け皿として、また親の高齢化等が原因で在宅での生活が困難になった障がい者が地域で生活が出来る住まいの場として機能することが求められているが、まだまだ認知度が低く、障がい者とその家族や、関係する人々の理解を深め、啓発をするとともに、国の補助制度を活用しやすくして、他のサービス事業と一体化して機能するよう整備していく必要がある。

われわれは、グループホームの重要性を考えると、目標数がまだ不十分ではないかと感じている。国の補助金制度だけでなく、都道府県や市町村独自の数量確保の方策を設けなければグループホームの事業所数、それに関わる人材の確保は困難だと考える。

地域以降という視点から、またさらに多角的な視点から、障害福祉計画およびグループホームについて、検討すべき課題はまだ数多くある。今後、特に福祉現場で活躍しているさまざまな職種の方たちの意見を聞いて、これから障がい者支援の在り方について、特に、重度障がい者の地域移行に対する考え方をより詳しく把握することで、われわれの認識を広げていきたい。

## 2. グループホームの現状と課題

### （1）グループホームとは

「共同生活援助事業」は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス（訓練等給付費）のひとつであり、従来そのサービスおよび場所は一般に「グループホーム」と呼ばれたり、ここでもそう称することにする。グループホームには、①介護サービス包括型、②外部サービス利用型、③日中サービス支援型の3種類の事業形態がある。基本的には、あらゆる障がいを抱えた方に対して共同生活を営む住居を提供し相談援助や自立訓練、食

事や入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行う。障がいの方達がグループホームに求める支援は多種多様で、個々に適した支援を行う為には、上記の3種類の事業形態ではカバーできない部分もあると思われる。また、事業所ごとでも対象とする障がい者はさまざまであり、対応や支援の方針が違ってくる。

制度としても報酬単価や人員配置基準、加算等の見直しが進んでおり、③の中サービス支援型は2018（平成30）年に新たに設けられた形態である。2022（令和4）年現在は、障がい者の重度化や高齢化への対応を前提とした重度障害者支援加算等の拡充がなされており、そういった背景からは、障がい者の地域生活支援を促進させる為にグループホームが重要視されていることがうかがえる。

## （2）あるグループホームのケース

ここで、筆者の一人がかかわってきたあるグループホームについて、その運営方針や実態を紹介することで、実際に現場が抱える課題を検討したい。Aグループホームは介護サービス包括型で、主に知的障がいの方を対象とした自立支援（家事訓練や集団生活にて協調性を養う支援）と入居者が必要とする介助を行っている。定員は10名で現在満床、短期入所を1床併設している。入居者の平均障害支援区分は4.2で数値的にも軽度～中度の障害に相当する。事業所の歴史は浅く2018（平成30）年に開業し2022（令和4）年、現在で4年目である。事業所の方針は「入居者の自立力を高める支援と集団生活において必要となる協調性を養う支援の実施」としており、対象とする障がい者は、事業所の行う支援で自立度が高められる見込みがあり、他の入居者の生活を著しく害さない方となっている。

事業開始時には、サービス管理責任者を中心に次の2つの目標を掲げ、職員指導が行われた。①入居者の能力を引き出し、高められるように支援する（自立度の向上）。②グループホームが入居者にとって心安らげる場所になるように支援する。特に大切にしたのは目標②であり、理由としてはグループホームが入居者にとっての家であり、家とは住む人が心を安らげる為の場所だからである。また入居者の方は皆、日中に生活介護事業所（日中系サービス）を利用しておらず、そこで生産活動（内職等）を頑張ってみえることを目にしていた為、グループホームでその疲れを癒すことも重要だと判断したからである。

このように、グループホームは対象者を『事業所の行う支援で自立度が高められる見込みがあり、他の入居者の生活を著しく害さない方』と定め、おのずと重度の障害を抱えている方は対象外となり、「グループホームはそういうもの、重度の障害を抱えた方の支援は入所施設が担う」と関係者は考えていた。

## （3）グループホームの課題

筆者は、ある障がい者と家族からよせられた相談がきっかけで、このような状況を改め

て問い合わせた経験をした。家族からの相談内容は、強度行動障害（重度の知的障害）を抱えているわが子が安心して過ごせる施設（福祉サービス）を探しているというものであった。筆者は自身が担当するグループホームには現在空きがないこと、ご本人の状態を聞く限り、自立度を高める支援の対象とは出来ず、他の入居者との共同生活も困難だと考えられる為、受け入れは難しいと応えた。家族は落胆されると共に諦めの表情も見られ、現在の障害を抱えたわが子と自分達家族が置かれている状況を話された。

筆者のグループホーム以外の複数のグループホームにも問い合わせをしたが「ある程度自分が自分で出来ないと入れない」と、ほとんどのグループホームから入居を断られた。さらに入所施設にも問い合わせをしたが、どこも満床で待機者が多く、いつ受け入れてもらえるか分からない状況で、申し込みを行い待機者の長い行列に加わることしか出来なかつたそうであった。相談者は「重い障害を抱えているわが子には人生の選択肢が無い、自分達家族が支えられなくなった時を考えると不安」と話された。

この経験を通して、重度の障がいを抱えた方とその家族の現状がいかに切迫しているかを知ると共に、自身の担当しているグループホームの対象外とした重度の障がいを抱えた方とその家族を支援する為の措置も必要と考えた。さらにそのような方達を支援する為にはどうするべきか疑問に感じるようになった。

### 3. 相談支援専門員への聞き取り調査

#### (1)調査の目的

行政が掲げる障害福祉計画（国、県、市）における障がい者の地域移行を実現させるための課題の明確化と現状の把握、特に重要かつ効果的と感じられるグループホームについて求められている役割や、必要とされている根拠を明確化する。

#### (2)調査方法

岐阜県関市とその近隣地域の相談支援事業所4カ所に勤務する8名の相談支援専門員を対象に、半構造的インタビュー調査を行った。インタビューでは、地域移行支援に対する考え方やグループホームに対する期待などについて相談支援専門員としての意見を聞き取った。インタビュー対象者を相談支援専門員に設定した理由は、職務が障がい者とその家族の意向を把握し福祉サービス等と繋ぐ重要な役割である為、多くの情報が得られると判断したからである。インタビューで得られた情報は、同意のもとICレコーダーにて録音し、得られたデータを逐語録にして分析を行った。

#### (3)倫理的配慮

中部学院大学・中部学院大学短期大学部の倫理審査の承認を得て実施した（受付番号C21-0054）。

#### (4)調査結果

調査は、あらかじめ表2の質問項目1～7を掲載した調査用紙を配布しておき、当日までに考えてもらう時間を設けた。聞き取り調査の当日には、質問項目1～7に沿ってインタビューを行った。1～4が相談支援専門員の業務等に関する質問、5～7が重度障がい者の地域移行に関する質問となっている。表2において、各質問に対する応答を、同じ主旨だと判断できるものに分別（カテゴリー分け）した結果を示す。

表2-1 相談支援専門員の業務等に関する質問 1

質問項目1 担当している障がいの方の意思を尊重し想いを実現させるにはどのようなことが重要だと考えてみえますか？（地域の福祉事業所の数と質の充実や関係機関の連携の強化等）	
重度の方の意思を読み取る難しさ	<ul style="list-style-type: none"><li>・重度の障害を抱えた方の想いを汲み取り、決定することは大変難しい。</li><li>・コミュニケーションをとることがじたいが困難なことがある。</li></ul>
本人以外の意見が尊重される（家族や支援者）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の想いが汲み取れないということで家族や支援者の意見がで決められてしまうことが多い。</li><li>・家族（特に親）の都合で使うサービスや支援内容が決まってしまうことがある。</li><li>・家族の想いと本人の想い双方とも蔑ろに出来ない。</li><li>・本人の抱えている障害をよくりかい出来ていない家族も多い</li><li>・本人の意思が放置されてしまう。</li></ul>
サービスが不足して選択の幅が狭い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニーズに対する支援ができる事業所を探すとなると本数が足りていない。</li><li>・訪問系サービスが充実しておらず地域生活が難しい。</li><li>・相談支援専門員が把握しきれていないサービスもある（訪問系等）。</li><li>・居住系サービスを充実させることも大切だが、在宅での生活を望む障がい者の為の訪問系サービスも必要。</li><li>・住み慣れた家や地域で生活したいといったニーズをかなえる為には、困難事例を検討し合うような話し合いの場や、重度訪問介護、訪問介護サービスを充実させるべき。</li><li>・本人の要望に対してなるべく近い形で答えるためには、要望の分だけの多種多様なサービスが必要、利用者が選</li></ul>

	択する機会が無いことには意思決定支援も何もない。利
意思を汲み取る為に工夫していることや、アイディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表情を観察する。</li> <li>・家族等への聞き取り。</li> <li>・利用者の意思決定の前段階としては福祉事業所の特性の説明や見学などを行い、意思決定につなげていく。</li> <li>・カードとか絵とか写真等を使用</li> <li>・支援を行っている事業所での様子を確認する。</li> <li>・時間をかけて話を聞く。</li> <li>・支援者側のスキルが十分に備わっていない。</li> <li>・支援者の意識改革が必要。本人の希望を中心に支援内容を考えるべき、○○障害を抱えているから、△△支援を行うべきと決めつけてしまう家族や支援者がいる。</li> <li>・福祉従事者が様々な体験が出来る機会を増やすべき。体験の場が多くなれば、他の事業所や職種との連携の一つとなり、情報交換や助け合いが出来る。医療や介護保険サービスとの連携。</li> </ul>

質問項目1に対する意見について4つのカテゴリに分類された。まず「重度の方の意思を読み取る難しさ」、家族や支援者等「本人以外の意見が重視される」ことが確認された。さらにニーズに対して「サービスが不足しており選択の幅が狭い」との意見が挙げられた。また本人のニーズを把握する為、支援者には「意思を汲み取る工夫やアイデア」が必要との意見が目立った。

表2-2 相談支援専門員の業務等に関する質問 2

質問項目2	
①ここ数年で計画相談を利用される障がい者が大幅に増えているそうですが、個人及び事業所全体として負担が大きくなつたと感じられることはありますか？	
②関市の障害福祉計画では相談支援専門員を増員することが掲げられていますが、現場単位では人材は増えているのでしょうか？	
選べるようになってきた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前よりは福祉サービスが増え選択出来る幅が広くなった。</li> </ul>

負担は大きく軽減しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C相談支援事業所では、6人の相談支援員で700人程の障がい者の計画作成を行っている。</li> <li>・コロナ禍で直接会うことが難しくなり、電話での聞き取りになってしまうことがある。</li> <li>・直接会って聞き取りを行うように努めている為、1人あたりに要する時間が多い。</li> <li>・日々の業務に追われ担当者会議等を行う余裕がない</li> <li>・担当の方のニーズの掘り起こし応える為に、多く関わるようになった。</li> <li>・関市外の障がい者からの依頼も多い。</li> </ul>
計画相談の質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員に対してより質の高い計画相談が求められている。</li> <li>・事業所によって聞き取り方法の差があり、質が不十分といった意見も聞く（直接会いに来ない、電話での聞き取りだけ等）。</li> <li>・担当する件数が多い為、書類を見返さないと把握できないこともある。</li> <li>・利用者との関りを薄くし、書類上整って提出出来ていれば相談支援専門員の数は足りているとも捉えれる。</li> <li>・1人の相談支援専門員が1月に請け負える件数の上限が定められたが、現状は変わっていない。</li> </ul>
相談支援専門員の増員の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を募集し体制を強化したいが、福祉業界全体で人手が足りておらず、相談支援専門員を増員する余裕がない。</li> <li>・多くの件数をこなさなければ、利益が出にくい事業形態。</li> <li>・担当数が多くなるほど、業務が機械的になる。</li> <li>・計画相談が終了した方から、1~2年後に再度依頼されることが多い。就労移行支援から一般就労に移行されたが、再度福祉サービスを希望する等。</li> <li>・新規で立ち上げをしにくいサービスだと思う。</li> <li>・ここ1~2年で立ち上げされた相談支援事業所もある。</li> <li>・相談支援事業所は市が直営で行うわけではない為、民間企業の判断に委ねざるおえない。</li> </ul>

質問項目2に対する意見について4つのカテゴリに分類された。以前と比べると福祉サ

ービスの幅が広がり「選べるようになってきた」といった前向きな意見もあった。相談支援専門員の業務に関しては「負担は大きく軽減しない」、多くの担当を抱えているのが現状で「計画相談の質」を高めることが困難との意見が目立った。事業所で相談支援専門員を増員させたいが福祉業界全体で人手が足りておらず余裕が無い、利益が出にくい事業形態等が理由で「相談支援専門員の増員の難しさ」、新規立ち上げがしにくいサービスとの意見が目立った。

表2-3 相談支援専門員の業務等に関する質問 3

質問項目3 障がい者を包括的に支援する為には関係機関が連携を密に行うことが重要になると考えられますか、それらの機関の連携は充実していると感じますか？	
多忙による連携の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携する機会を設けたくても、多忙な方が多く日程調整が困難。</li> <li>・連携を継続して行うとなると負担が大きい。</li> <li>・サービス管理責任者の方が通常業務に組み込まれていることが多く、多忙。</li> </ul>
医療との連携の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と福祉の関係性にはまだ壁を感じる。障害福祉サービスや相談支援専門員に対する理解が不十分。</li> <li>・医療は福祉の上といった見方がある。</li> <li>・医療と福祉の着眼点の違い。医療は生命や健康面を重視する。</li> <li>・大きな病院であれば医療ソーシャルワーカーがいて問合せやすいが、個人医院だとそうはいかない。</li> </ul>
良好な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業所との連携はしやすい。些細なことでも相談できる。</li> <li>・以前よりも事業所側から声をかけてくれることが増えた。</li> <li>・市役所の方とも連携しやすく、助け合えている。</li> <li>・関市は、他の市町村と比較すると障がい者の方の状態をしっかりと考えて支給決定をしてくれると感じる。</li> <li>・緊急時には、行政や医療、福祉が連携して対応している。</li> </ul>

質問項目3に対する意見について3つのカテゴリに分類された。連携する機会を設けたくても忙しくて日程調整が困難、連続して連携することが業務の妨げになってしまう等「多忙による連携の困難さ」、多職種同士が連携する難しさとして特に「医療との連携が

困難」との意見が目立った。福祉事業所や行政とは互いに助け合いながら連携して困難事例に対応する等「良好な関係」が築けているとの意見もあった。

表2-4 相談支援専門員の業務等に関する質問 4

質問項目4 関市内の福祉サービス事業所の数や質は充実していると感じますか？不足していると感じる場合はどのような障がい者のどのようなニーズに応えられるサービスと事業所が必要と考えますか？	
福祉サービス事業所の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労系の事業所が増えているが、なぜ就労系が増えているのか疑問。</li> <li>・岐阜市ではグループホームが増えつつある。</li> <li>・重度の障がい者を受け入れるところもある。</li> </ul>
不足しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護事業所が不足しているように感じられる。</li> <li>・訪問系サービスが圧倒的に不足している。</li> <li>・知的障がい者向けの作業的なメニューを取り入れた事業所は多いが、身体障がい者向けの事業所が少ない。介護や医療的ケアが受けられる事業所が少ない。</li> <li>・事故等が原因で機能訓練が必要な方に対して支援を行える事業所が少ない。</li> <li>・交通事故にあって重い障がいを抱えた方の行き場が無い。</li> </ul>
不足しているグループホームの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護が必要な障がい者を受け入れるグループホームが不足している。</li> <li>・日中サービス支援型のグループホームが必要。</li> <li>・グループホームは必要だと思うが、簡単に増えるとも思えない。</li> <li>・グループホームが増えすぎることで、在宅での生活を望んでいる方の想いの妨げになるのではないか。</li> <li>・</li> </ul>
医療的ケアの対応が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な児童に対する支援が不十分。</li> <li>・医療が必要な重度の障がい者が使えるサービスが少ない。</li> <li>・医療従事者の手助けが必要。福祉施設に看護師の配置等。</li> <li>・夜間に看護師を配置している施設が少ない（入所施設も）。</li> </ul>

入所施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害の方を支援するとなると入所施設が望ましいと考えてしまう。</li> <li>・家庭環境（親に養育能力が無い、ネグレクト等）に問題があることで、入所施設が必要なこともある。</li> <li>・国は入所施設を今後増やさない方針だが、一定数入所施設が必要としている方もいるのが現状。増やすべきだと感じることもある。</li> <li>・保護者からすると入所施設に入所が出来ると安心という気持ちもある。</li> </ul>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問項目4に対する意見について5つのカテゴリに分類された。以前と比べると「福祉サービス事業所が増加」しているとの意見がある反面、「不足しているサービス」もあるとの意見が多くかった。介護が受けられるグループホームが少ない等「不足しているグループホームの機能」に関してや「医療的ケアの対応が不十分」、訪問系サービスが不足している等の意見が目立った。また重度の障がい者や家庭環境に困難性がある障がい者の受け皿として「入所施設の必要性」が高いとの意見もあった。

表2-5 重度障がい者の地域移行に関する質問 1

質問項目5 重度の知的、身体障がい者が慣れ親しんだ地域で生活出来るように支援することが目標として掲げられていますが、実現されていますか？	
家族の想いと負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の負担が大きくて家で面倒をみてあげたいと思う家族が多い。</li> <li>・自分の子供だからそばにおいておきたい。</li> <li>・家族のケアと愛情には介入出来ない。</li> <li>・重度の方を在宅で支援するとなると家族以外の人が家を出入りする為、支援を受ける本人としても家族としても負担。</li> <li>・家族が動けなくなった時に、地域の支援が重要になる。</li> </ul>
訪問系サービスの不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員が不足していることで、慣れ親しんだ地域で生活が出来ない。</li> <li>・訪問系サービスが不足して在宅での生活が困難になると、支援者としては施設入所の方向に進めたくなる。</li> <li>・1日を通して在宅で支援して欲しいといった要望もある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間に支援が必要なケースに対応できない。</li> <li>・いきつくところは人材不足。</li> </ul>
グループホームの機能不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化がなされているグループホームが少ない。</li> <li>・重度の知的や身体障がいを抱えた方を受け入れるグループホームが圧倒的に少ない。</li> <li>・ある程度自分が出来ないと入れないグループホームが多い。</li> <li>・日中でも支援が行えるグループホームが必要。</li> <li>・医療的ケアが受けられるグループホームが必要。</li> </ul>

質問項目5に対する意見について3つのカテゴリに分類された。自宅で面倒をみてあげたといった想いをもった家族が多く、負担も大きい等「家族の想いや負担」についての意見や、在宅で過ごす障がい者の支援や同居する家族の負担を軽減する為の「訪問系サービスが不足している」との意見が目立った。また重度の障がいを抱えた方には常時支援が必要なケースが多いことからグループホームでの受け入れが望ましいが、重度の障がい者を受け入れるグループホームは少なく、「グループホームの機能が不十分」との意見も目立った。

表2-6 重度障がい者の地域移行に関する質問 2

質問項目6 A市の障害福祉計画では入所施設に入所されている障がい者の地域移行を促進すると掲げられていますが、実現する為にはどのような弊害があると考えられますか？	
施設入所の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設に空きが無い。</li> <li>・施設入所を希望する声も多い。</li> </ul>
施設入所者の想い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者は入所施設が自身の終の棲家だと考えている方が大半だと思う。</li> <li>・入所施設から出ることが不安。人生の多くを施設で過ごしている方は特に。</li> <li>・地域でトラブルを抱えた経験があると、入所施設から出たくないと言ったり、家族も望まないことが多い。</li> </ul>
施設から地域移行の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れ先があれば実現も可能だと思う。身体障がいの方に対しては、介護技術が備わったサービスがあれば対応出来ると思う。</li> </ul>

施設入所者の地域移行に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に挑戦して入所施設から出て、駄目だった時の事が不安。再度入所施設に戻りたいと思っても、空きはすぐに埋まってしまう。</li> <li>・地域に移行しても、地域とのトラブルを抱える可能性がある。</li> <li>・入所施設で勤めている職員は国が入居者の地域移行を推進していることを知らないと思う。</li> <li>・入所施設ですら重度の障がい者の受け入れを拒むこともある。</li> <li>・地域移行もだが、入所施設から介護保険への移行も困難。</li> <li>・施設入所者を地域移行させようとしても移行先で受けられるサービスが不足している（訪問系や居住系サービス）。</li> </ul>
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問項目6に対する意見について4つのカテゴリに分類された。国の指針では入所施設者の地域移行を推進すると掲げられているが「入所施設の必要性」は高く、ニーズも高いといった意見があった。また「施設入所者の想い」は、長年施設で過ごしたことで、施設を離れる意識がないことや移行することで不安が生じるであろうとの意見もあった。「施設から地域移行の可能性」として受け入れ先があれば実現可能だといった意見もあったが「施設入所者の地域移行に対する課題」が多くあるとの意見が目立った。

表2-7 重度障がい者の地域移行に関する質問 3

質問項目7 障害福祉計画における地域移行を実現する為、上記の弊害を改善する手段としてグループホームにどのような役割があると思いますか？	
グループホームの役割と行なうべき支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームに特色を出すべき。介護に特化した支援を行う等。提供する支援内容が明確だと、障がい者本人も選びやすいし、相談支援専門員としても紹介しやすい。</li> <li>・障がい者のニーズを把握して事業を考えるべき。</li> <li>・過疎地等ではなく、地域と関わりやすい場所で事業を行うべき。</li> <li>・入居される障がい者の金銭的な負担が大きくならないように配慮する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの方の宿泊体験が出来るとよい。入所施設からの地域移行となるとより重要。</li> <li>・他の福祉サービス事業所との情報交換を密に行う。</li> <li>・65歳を超えた際、介護保険への移行がスムーズに行えるように準備する。</li> <li>・障害福祉の知識や経験が深い人材の配置。</li> </ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

質問項目7に対する意見について。重度障がい者の地域移行先としてグループホームが重要な役割があるといった意見が目立ち、介護に特化する等特色を出す。障害福祉の知識や経験が深い人材の配置。地域と関わる為の活動や体験の場としての機能等、専門性と柔軟性のある支援が求められていることが分かった。

## (5)考察

### (質問項目1~4に対する考察)

障がい者の意思決定支援の難しさと本人の意思が尊重されにくいことに関して、筆者も同じことを感じている。意思疎通が困難な方の想いを汲み取ることは容易では無く、二択で応えられるように質問する（はい・いいえ、すき・嫌い等）、絵カードの使用や表情と仕草の観察等、工夫をしてはいるがそれでも相手の想いを十分に理解出来ているのか自信が持てないことが多い。また本人の意思が尊重されにくいこととして、知的障がいだから判断できないので親が決める、支援者の判断に任せますと家族に言われることが多くある。そのような家族に対して筆者は本人にもしっかりと想いがあること、その想いを汲み取ることが我々支援者の役割であり、その為に協力し合いたいと伝える。しかし家族の中には考え方や価値観の偏りが強く意見を曲げられない方もみえ、支援者の立場的には保護者の意思を無下には出来ず、結局本人の意思とは関係ないところで物事が決まってしまうことがある。支援者の中でも、本人の意思が基準ではなく支援者の考え方や価値観を基準として支援内容を考えがちになってしまふこともよくある。そのような時に筆者は、我々支援者は障がいの方の支援者であり管理者ではないこと、本人のニーズをかなえる為にどのようにサポート（支援）するのかを考え実行することが責務であり、あくまで主役は本人であることを指導している。本人の意思が尊重されにくく記述したが、家族や支援者は障がい者本人をないがしろにしているわけではないと筆者は感じている。「本人に失敗させたくない、辛い思いをさせたくない」といった想いが、本人の意思とは関係ないところで物事が決まってしまうことに繋がっているのだと考える。そのようなリスクの把握と回避も重要だが、どんな人間でも失敗はするし、生きていれば辛い思いをする、そのような経験が成長に繋がり人生の選択肢を広げると筆者は考えているが、良くない結果になってしまった時に完璧にフォロー出来るかの確認

も無い為、保守的になってしまうのが実情である。障がい者本人が挑戦しやすい環境を整え支援するには、家族や福祉とその他の機関が連携することが重要だと考える。

筆者は日頃から関係機関との連携を積極的に行うように心がけているが、調査結果でもあげられたように、多忙な方が多いと感じている。相談支援専門員の方においては、担当が100人を超えていることが多くその負担は計り知れない。書類だけでも膨大な量を作成する必要があるなか担当者個々との関りを深めサービス等利用計画の質を高めるのは困難だと考える。また相談支援事業所という事業形態は多くの障がい者を担当しなければ経営が成り立つような報酬が得られない、といった意見が目立つことを考えると矛盾を感じる。個別性が高く質の高い計画相談を行うべきと国が判断するのであれば、それに見合った報酬設定（担当者数が少なくとも経営が成り立つ）をするべきではないかと考える。相談支援事業所が経営しやすい事業形態になるような政策を行い新規の立ち上げを推進することが相談支援専門員の増員に繋がり、計画相談の質を高めることになると筆者は考える。

本研究に協力していただいていることから分かるように、相談支援専門員の方達は多忙な中でも日頃から協力的である。また他の障害福祉サービス事業所や行政の窓口も強力的で親身に相談に乗ってくれることが多い。しかし調査結果でもあげられたように医療との連携は不十分だと感じる。全ての医療機関が非協力的なわけではないが、筆者が医療機関に協力を依頼した際、福祉と医療の考え方の違い、福祉は医療の下といった認識を持っている医療関係者がいると感じた経験がある。障がい者（特に重度障がい者）の方達は、医療と福祉両方の支援を必要としていることが多いことから、医療と福祉の相互理解と連携を深めることが重要だと考える。

#### （質問項目5～7に対する考察）

重度障がい者の地域移行に関する調査対象者の意見から、障がい者本人とその家族の想いとして、慣れ親しんだ場所（自宅、入所施設）での生活を望む傾向があり、環境が変化することに対して不安が生じるとの意見が目立った、各障害福祉計画のニーズ調査でも障がい者とその家族の中にはそのような想いを持った方達が一定数いることが分かる<sup>2,3)</sup>。自宅での生活を継続したいといった想いに対しては単純に納得できたが、施設入所者が入所施設を継続して利用したいと考える背景には、人生の大半を入所施設で過ごしてきた為、地域に移行することがイメージ出来ない為不安だという想いや、移行先でトラブルを抱えるのではないか・地域に定着出来ないのでないのではないか・地域で受け入れられなかったときに入所施設に再度入所したいと考えても空きが無く、入れないといったことが起こるのではないかといった、地域移行のメリットよりもデメリットの方が目立ち、入所施設で安定した生活が送れているのであればリスクを冒してまで地域移行を目指す必要性を感じられていないことが分かった。

また障がい者の地域生活支援の現状に対する意見として、福祉従事者（入所施設で勤め

る職員等)は障がい者の地域移行に対する意識は薄く、国の指針も理解していないとの意見があった。また施設等設備と人材が不足しているとの意見が目立ち、在宅での生活を望む障がい者に対しては訪問系サービスが必要だが、現状は圧倒的に不足しており、家族の支援が受けられなくなったら入所施設への入所しか選択肢がないケースが多く、居住系のサービス(グループホーム)が不足していることが原因との意見が目立った。さらに医療的ケアや食事・入浴等の介護が受けられる施設が不足しているとの意見も目立つ。

今後、国が掲げる障がい者の地域移行を実現させる為には、上記の障がい者本人とその家族が抱えている不安の解消・施設等設備の充実や人材の確保が重要であると筆者は考える。障がい者本人とその家族が抱えている不安を解消させるにはまず、体験の場を充実させ、障がい者本人の人生にどのような選択肢があるのか知っていただくことが大切だと考える。また地域に移行した後に不安やトラブルを抱えた際、関係機関が包括的にバックアップができるセーフティーネットワークを確立しておくことも重要である。他の論文でも同様の意見がみられ、例えばグループホームの入居者の状態が不安定になったとき、一定の期間入所施設で安定化を試みる等、一つの事業所だけで支援を行うのではなく複数のサービスで助け合いながら支援を行うことが望ましいと明記されている<sup>4)</sup>。そのような連携が実現されれば、障がい者本人とその家族の不安が軽減されることが期待できる。

施設等設備と人材が不足しているといった課題は各障害福祉計画でも触れられており、不足しているサービスの提供体制を整備し新規参入を推進させると明記されているが具体的な施策までは十分に明記されていない<sup>2,3)</sup>。障害者の地域移行を実現させるために特に重要なと考えられるサービス(訪問系サービス・介護が受けられるグループホーム・医療的ケアが受けられるサービス)の提供体制を整備し、新規参入を推進させるためには、行政が事業所の実情を理解し新規参入の妨げになっているであろう経営的・人為的要因を把握し解決させる為の施策を考える必要がある。また福祉サービスを提供する全ての事業所に対して国や県・市町村の障害福祉計画を周知し、事業所とそれに従事する人材の役割と責務の理解を深める為の指導が必要である。それらの課題が解決出来れば、障がい者の地域生活の維持、入所施設からの地域移行の実現も可能だと筆者は考える。

## おわりに

本研究を行うことで障がい者福祉に対する理解を深めることができた。また他職種(相談支援専門員)の意見を聞くことで、自身には知りえなかった情報や障がい者の支援の実情を理解することが出来た。そのことからあらゆる関係機関が連携することは、多くの利点があるということが立証された。今後も障がい者福祉に対する理解をさらに深める為に研究と調査を継続したいと考える。特に本研究の考察であげた、障がい者の地域移行を実現させるための「施設等設備と人材が不足している」といった課題のさらなる明確化と具体的な対策に関する調査を事業所や行政に対して行いたいと考える。

## 謝辞

本研究にあたり、ご多忙ななかインタビュー調査にご協力いただいた相談支援専門員の皆様に感謝を申し上げる。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省ホームページ・地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律について  
[sougoushien-06.pdf \(mhlw.go.jp\)](http://sougoushien-06.pdf (mhlw.go.jp))
- 2) 第3期岐阜県障がい者総合支援プラン P119～第6期障害福祉計画  
[240109.pdf \(gifu.lg.jp\)](http://240109.pdf (gifu.lg.jp))
- 3) 第6期関市障害福祉計画  
[<4D6963726F736F667420576F7264202D2091E682558AFA8AD68E738FE182AA82A2959F8E838C7689E68B7982D191E682518AFA8AD68E738FE182AA82A28E99959F8E838C7689E6> \(seki.lg.jp\)](http://<4D6963726F736F667420576F7264202D2091E682558AFA8AD68E738FE182AA82A2959F8E838C7689E68B7982D191E682518AFA8AD68E738FE182AA82A28E99959F8E838C7689E6> (seki.lg.jp))
- 4) 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究所事業 報告書  
「障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方に関する研究」